

NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車監査指導部
(担当) 米田・吉本
(電話) 06-6949-6449



厚生労働省 大阪労働局

問い合わせ先
(所属) 労働基準部監督課・安全課
(担当) 大屋・早川・田中
(電話) 06-6949-6490

平成24年9月20日

≪ 近畿運輸局及び各府県労働局と共同で、荷主関係団体へ要請 ≫
貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業による労働災害防止のための協力要請について

【概要】

近畿運輸局(局長 だいこく いせお 大黒 伊勢夫)及び大阪労働局(局長 もりおか まさと 森岡 雅人)を始めとする近畿2府4県各労働局は、貨物自動車運送事業(トラック運送事業)における過労運転防止及び荷役作業による労働災害の防止のため、貨物運送業務を発注する荷主団体(計201団体)に対して、発注条件等への配慮について、協力要請を行いましたのでお知らせします。

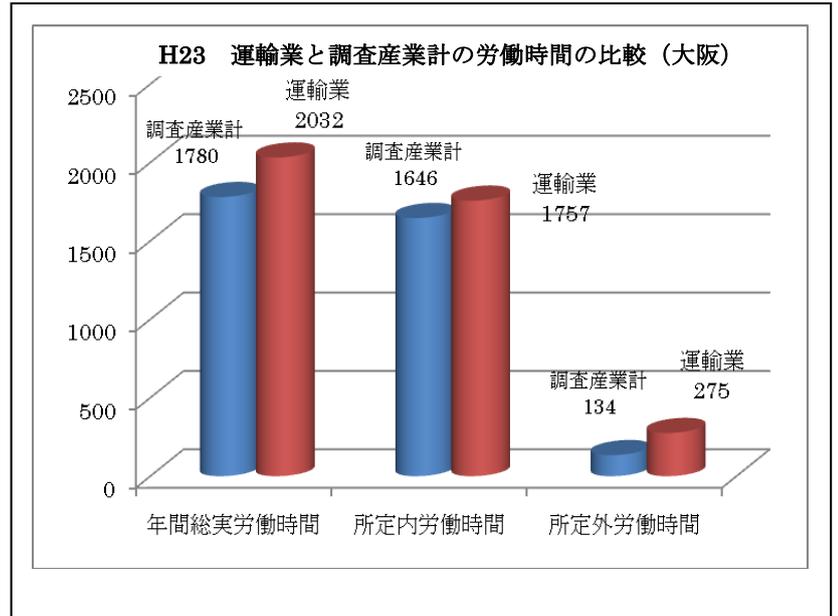
【背景】

- 1 大阪における運輸業の労働時間は全産業（調査産業計）の平均と比べて長く、所定内と所定外の労働時間を合わせた年間総実労働時間では、**252 時間も長くなっています。**

また、一部のトラック運転者においても長時間労働の実態が認められます。

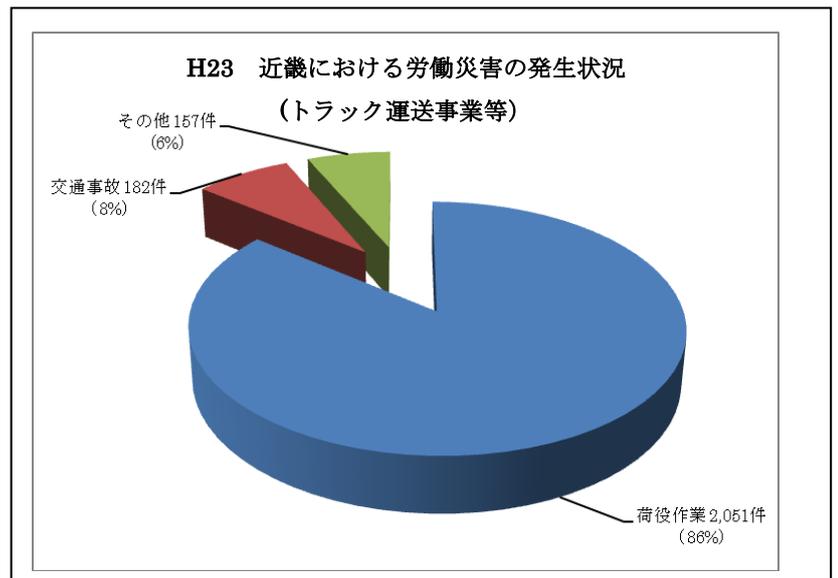
長時間労働による過労運転は交通事故の原因にもなることから社会的に改善が求められています。

その原因の一つとして集荷・配達時間等の厳しい発注条件があることが指摘されています。



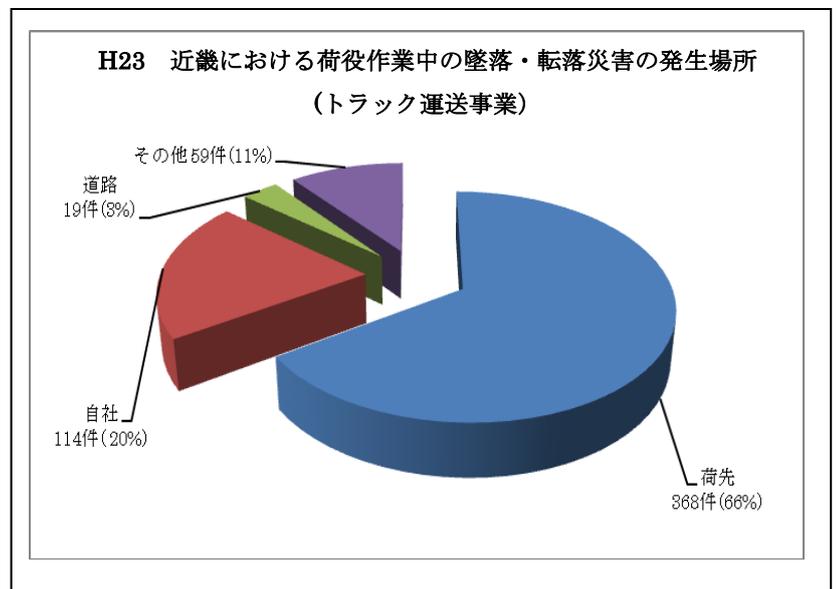
- 2 平成 23 年におけるトラック運送事業等*では 2,390 件の労働災害が発生し、うち **9 割(86%)は荷役作業中に発生しています。**

※等には陸上貨物取扱業が含まれる。



- 3 トラック運送事業における荷役作業中の労働災害のうち、墜落・転落による災害の**約 7 割(66%)が荷先（荷主、配送先など）で発生しています。**

労働災害防止には、荷役作業時の作業環境を管理する荷主等の積極的な関与が不可欠です。



【要請のポイント】

1 トラック運転者の過労運転防止のために

- (1) 発注条件の明示
- (2) 無理のない到着時間の設定
- (3) 荷受け、積卸し時間の設定
- (4) トラック運送事業者の選定
- (5) 適切な運賃等の収受（燃料サーチャージ制の導入等）

2 労働災害の防止のために

- (1) 荷役作業の有無、内容、役割分担をトラック運送事業者へ通知
- (2) 墜落防止対策
- (3) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の資格の確認

添付資料

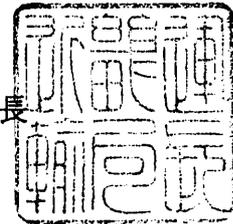
荷主要請文(写し)

配布先 青灯クラブ 陸運記者会トラック部会 大阪労農クラブ

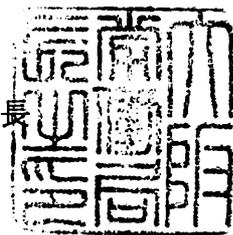
近運自監第496号
大労発基第1644号
平成24年9月20日

荷主関係団体 代表者 殿

近畿運輸局長



大阪労働局長



貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業
による労働災害防止について（協力要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、運輸行政及び労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業（トラック運送事業）につきましては、国民生活や国内の産業を支える基幹的な事業の一つとなっております。

その反面、一部のトラック運転者には、長時間労働の実態が認められます。長時間労働による過労運転は交通事故の原因にもなることから、社会的にその改善が求められているところであり、その背景の一つとして集荷・配達時間等の厳しい発注条件があることが指摘されています。

また、近畿のトラック運送事業における労働災害のうち、約9割が荷の積卸し（荷役作業）中に発生しており、その対策が求められています。（資料1参照）

安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転の防止及び荷役作業による労働災害の防止を図るためには、トラック運送事業者の改善取組に加え、発注条件等の面での十分な配慮について、荷主の皆様のご理解、ご協力が不可欠と考えており、要請させていただきます。

今般の要請趣旨につきまして、ご理解と格別のご配慮をいただき、貴団体傘下の会員各社に対しまして下記の事項につき、周知方よろしくお願い申し上げます。

1 トラック運転者の過労運転防止のために

運送の発注にあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるように発注条件をあらかじめ明確にしたものとするとともに、次の事項を配慮したものとさせていただくこと。

(1) 発注条件の明示

急な発注条件の変更がないようにしていただくこと。

(2) 無理のない到着時間の設定

- ① 安全な運行を確保するためにトラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した到着時間を設定していただくこと。
- ② 到着時間の遅延が見込まれる場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」といいます（資料2参照）。）等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更を行うなど柔軟に対応していただくこと。

(3) 荷受け、積卸し時間の設定

- ① 荷待ち時間及び積卸し時間等の手待ち時間を少なくすることができるように、荷受け、積卸しの時間帯を設定していただくこと。
- ② 積込み・積卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、トラック車両を荷主の敷地内で待機できるようにしていただくこと。

(4) トラック運送事業者の選定

トラック事業者の選定にあたっては、「改善基準告示」等の遵守、「社会保険」や「労働保険」に加入していることなど、法令を遵守している事業者であることを前提に選定していただくこと。

なお、トラック運送事業には「安全性優良事業所の認定（G マーク）制度」がありますので、選考の参考の一つにしてください。

(5) 適切な運賃等の收受（燃料サーチャージ制の導入等）

運送契約においては、安全で安定した輸送を確保するため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び「トラック運送事業における燃料サーチャージ制緊急ガイドライン」の趣旨を踏まえ、輸送原価が反映された運賃額並びに燃料上昇分を転嫁するための燃料サーチャージ制の導入を促進していただき、また、契約条件等について書面化する等、より良い信頼関係の中で、運送契約を締結していただくこと。

2 労働災害の防止のために

(1) 荷役作業の有無、内容、役割分担をトラック運送事業者へ通知

トラック運転者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担について「安全作業連絡書」（資料3参照）を活用するなどにより、事前にトラック運送事業者へ通知していただくこと。

(2) 墜落防止対策

- ① トラックの荷台上で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床を設ける等により墜落・転落防止措置を講じていただくこと（資料1参照）。
- ② 荷役作業において墜落時保護用のヘルメットの着用を指導していただくこと。

(3) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の資格の確認

フォークリフトを使用する者が有資格者等であることを確認していただくこと。

フォークリフトの性能	必要な資格等
最大荷重1トン以上	フォークリフト運転技能講習修了証
最大荷重1トン未満	フォークリフト特別教育を受けていること

参考資料

1. 安全性優良事業所の認定（G マーク）について
(<http://www.mlit.go.jp/common/000115975.pdf>)
2. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/000017296.pdf>)
3. 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」
(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090314_2.html)
4. 「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090528/03.pdf>)
5. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf>)
6. 「交通労働災害防止のためのガイドライン」
(<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-49/hor1-49-41-1-4.html>)

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部

電話番号06-6949-6449

(担当：米田、吉本)

大阪労働局労働基準部監督課

電話番号06-6949-6490

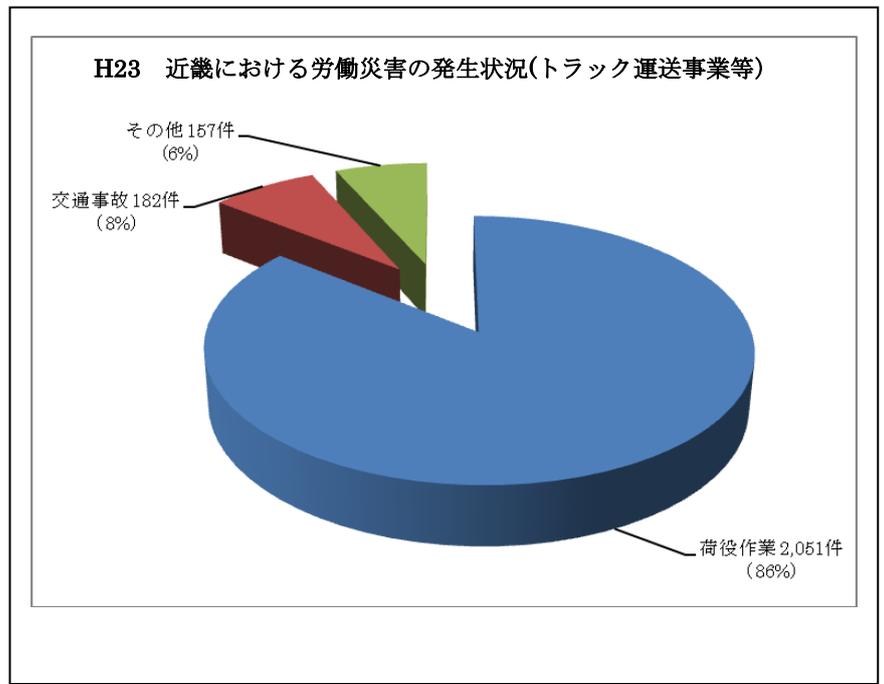
(担当：田中、芦田)

平成 23 年 近畿のトラック運送事業における労働災害発生状況

1 労働災害の発生状況

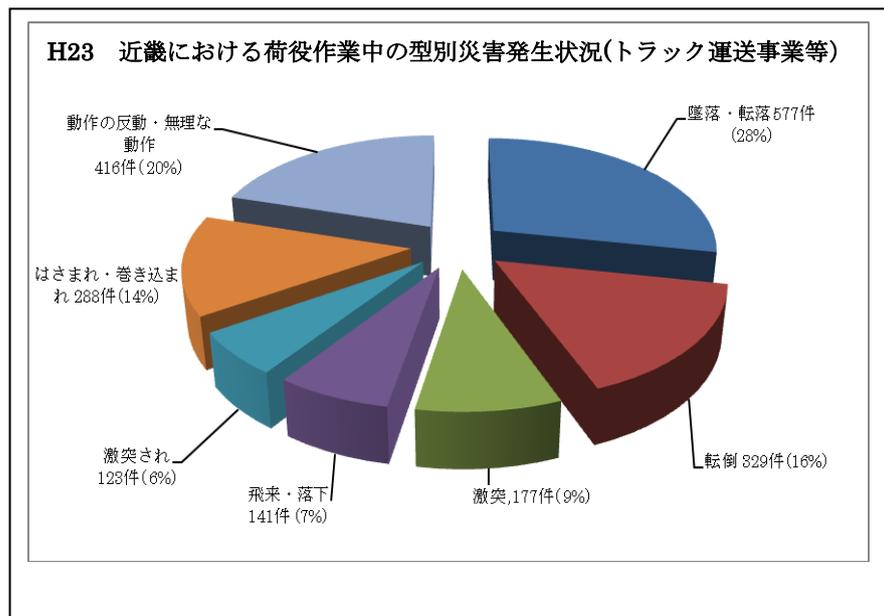
トラック運送事業等[※]における労働災害のうち、約 9 割(86%)は荷役作業中に発生しています。

※等には陸上貨物取扱業が含まれる。



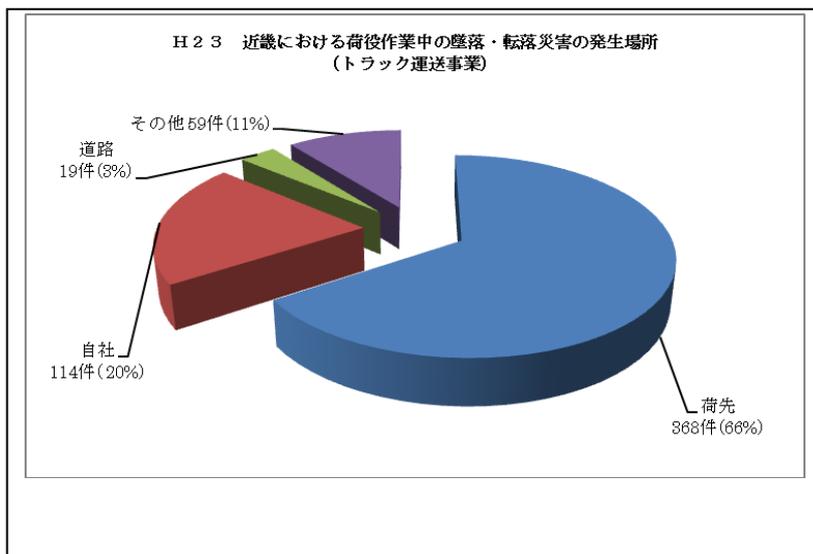
2 荷役作業中災害の事故の型

トラック運送事業等における荷役作業中の労働災害のうち、墜落・転落による災害が最も多く、約 3 割(28%)を占めています。



3 荷役作業中の災害の発生場所

トラック運送事業における荷役作業中の労働災害のうち、墜落・転落による災害の約7割(66%)が荷先(荷主、配送先など)で発生しています。



4 墜落・転落防止措置の例

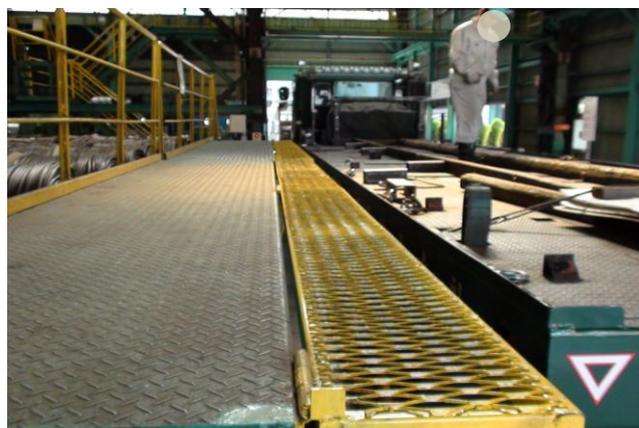
荷役作業中の労働災害で最も多い墜落・転落災害を防止するためには荷台の周囲に墜落防止柵・作業床を設けるなどの措置が有効です。



【例1】トラックの荷台からの墜落防止するための移動式安全柵(キャスター付き)



(作業前)



(作業中)

【例2】跳ね上げ式作業台

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(概要)

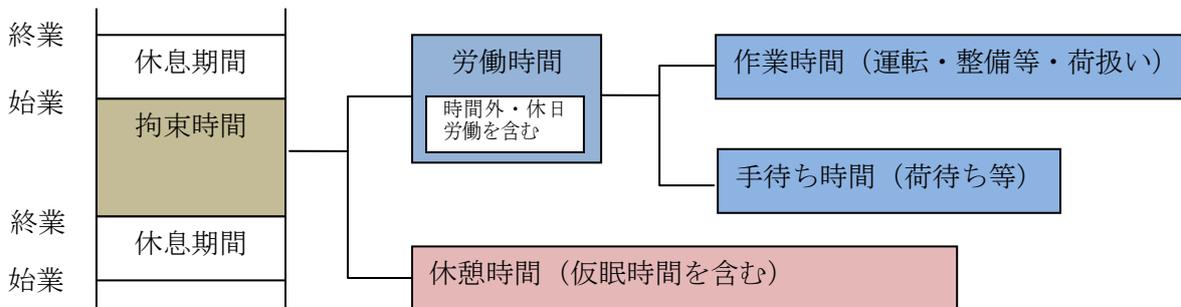
1 労働基準法による労働時間の基準 (労働基準法第 32 条、36 条)

労働時間	休憩時間を除いて 1 日 8 時間、1 週 40 時間
時間外・休日労働	労使協定で定めた限度内

2 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示) (H1.2.9 労働省告示第 7 号)

貨物自動車運送事業については、上記のほかに告示により自動車運転者の拘束時間や運転時間等の基準が定められています。

区 分	主な内容
総 拘 束 時 間	1 か月 293 時間以内 (労使協定を締結した場合には、1 年のうち 6 か月までは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲で 1 か月 320 時間まで延長可)
最大拘束時間	1 日 原則 13 時間以内 延長する場合でも 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週 2 回まで)
休息期間	1 日の休息期間は、継続 8 時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1 日の運転時間は、2 日平均で 9 時間以内 1 週間の運転時間は、2 週間毎の平均で 44 時間以内
連続運転時間	運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩等を確保 (分割する場合は 1 回につき 10 分以上の休憩で合計 30 分以上)
特 例	<p>①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定時間における全勤務回数の 2 分の 1 の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上。</p> <p>②2 人乗務 1 日の最大拘束時間を 20 時間まで延長可。休息期間を 4 時間に短縮可 (ただし、車輦内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限り)。</p> <p>③隔日勤務の特例 業務の必要上、やむを得ない場合には、2 暦日における拘束時間が 21 時間を超えず、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与えること。</p>



拘束時間：始業時刻から終業時刻までをいい、運転や荷役作業を行う時間、手待ち時間及び休憩時間を合計したものです。
休息期間：勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

安 全 作 業 連 絡 書 (例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()
積荷	品 名		
	(危険・有害性)	有 ・ 無 ()	
	数 量		
	総重量	kg (kg/個)	
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()	
積込作業	作業の分担	取卸作業	作業の分担
	作業の分担		作業の分担
	作業の分担		作業の分担
作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
作業の分担	名	作業の分担	名
使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
<u>その他特記事項</u> ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。			